

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札は、平成 29 年 10 月 30 日に入札公告した「移管下水道整備その他工事」の再度公告入札です。前回入札に参加しなかった者も、今回の入札に参加できます。

なお、入札公告期間及び受付期間等を前回より短縮しているため留意してください。

平成 29 年 12 月 5 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役 理事長 大 東 和 美

1 工事概要等

- (1) 工事名 移管下水道整備その他工事(再度公告)
- (2) 工事場所 東京都新宿区霞ヶ丘町 2 番他、同 7 番地先他、東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目地先
- (3) 工事概要

新国立競技場建設予定地に布設されていた既設排水管(撤去・仮移設済)の本設迂回管(移管下水道)の整備、旧国立競技場の汚水管の撤去・補修等の処置、都道 418 号(外苑西通り)観音橋交差点の舗装補修等を行うものである。

- (4) 工期

契約締結日の翌日から平成 31 年 2 月 15 日まで

- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した資料並びに工事施工について「VE 提案と VE 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(標準型)を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程(平成 15 年度規程第 49 号)第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、

被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第 2 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定) 第 1 章第 4 条で定めるところにより格付けした平成 29、30 年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記 2 の等級)が、土木一式工事で A 等級又は B 等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 14 年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、推進工法による管渠布設工事(東京都内における管径φ400mm 以上かつ推進延長 100m 以上の工事であること)を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。なお、経常共同企業体の場合にあつては、経常共同企業体又は構成員のうち 1 者が、上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1 級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡しを完了した、推進工法による管渠布設工事(全国における管径φ400mm 以上かつ推進延長 100m 以上の工事であること)を施工した経験を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)
 - ただし、経常共同企業体の場合にあつては構成員のうち 1 者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していれば良い。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に 3 か月以上の雇用関係があることを確認できる資料を必ず添付すること。
- (6) 経常共同企業体の場合の上記(5)②に記述に該当する構成員以外の構成員については、上記(5)①、③及び④を満たす主任技術者又は監理技術者を配置でき

ること。

- (7) 記 3 (3) に掲げる総合評価の評価項目に示す欠格事項に該当しないこと。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成 18 年 1 月 20 日付 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」(平成 15 年度細則第 35 号)に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)及び監理業務の受託者(受託予定者を含む。)又は当該受託者(当該受託予定者を含む。)と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県又は山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が存在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、3(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が 2 人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を 100 点とする。「加算点」は、下記(3)①から③の評価項目において資料及び技術提案書の内容に応じ、最高 50 点を与える。「施工体制評価点」は、下記(3)④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高 30 点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。
- ② 「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記(3)①から③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記(3)③において「不適切(欠格)」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

- ① 企業の技術力
 - ・ 企業の施工能力
 - ・ 配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・ 法令遵守(コンプライアンス)
 - ・ 品質マネジメント及び環境マネジメント
 - ・ 地域貢献度
 - ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ③ 企業の高度な技術力
 - ・ VE 提案と VE 提案に基づく施工計画
 - ・ 工事全般の施工計画
- ④ 企業の施工体制
 - ・ 品質確保の実効性
 - ・ 施工体制確保の確実性

- (4) 受注者の責めにより、提出された「VE 提案と VE 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号
独立行政法人日本スポーツ振興センター財務部調達管財課 電話番号 03-5410-9140

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

本公告の日から平成 29 年 12 月 25 日 12 時 00 分まで。4(1)に同じ。入札説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書、資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」)

という。)の提出期限、場所及び方法

平成29年12月25日12時00分まで。電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着。)で提出すること。提出場所は4(1)に同じ。

(5) 入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法

平成30年1月23日から平成30年1月29日12時00分まで。4(1)に同じ。紙により持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)で提出すること。

(6) 入札書及び工事費内訳書の受領期限

平成30年1月23日から平成30年1月29日12時00分まで。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)

(7) 開札の日時及び場所

平成30年1月30日10時00分
独立行政法人日本スポーツ振興センター
本部事務所入札室(電子入札システム)
〒107-0061 東京都港区北青山二丁目8番35号

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は発注者に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

(3) 契約保証金 納付。契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に独立行政法人日本スポーツ振興センター契約担当役を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 技術提案書の提出 VE提案により施工しようとする競争加入者については、4(3)によりその内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、VE提案の採択されなかった項目については、標準案により入札に参加できるので、標準案による入札参加を希望

するかどうか技術提案書に明示すること。

また、技術提案によることなく標準案に基づき施工しようとする競争加入者については、標準案によって入札に参加する旨を技術提案書に記載して提出すること。なお、その場合であっても3(3)③工事全般の施工計画については作成し提出すること。

(6) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求められることがある。

(10) 技術提案書のヒアリングは必要に応じて行う。

(11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(12) VE提案の採否 VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(14) 一般競争参加資格を有していない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格を有していない者も4(3)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 詳細については入札説明書による。